

令和6年定例会
政策企画雇用経済観光常任委員会
所管事項説明資料

◎ 議案補充説明

議案第59号 三重県観光振興基本計画（令和6年度～令和8年度）の策定について
・・・ 1

◎ 所管事項説明

- (1) 拠点滞在型観光の推進について ・・・ 3
- (2) 国内誘客の取組について ・・・ 5
- (3) インバウンドの誘客について ・・・ 7
- (4) 令和4年度包括外部監査結果に対する対応結果について ・・・ 11
- (5) 各種審議会等の審議状況の報告について ・・・ 25

別冊1 議案第59号 三重県観光振興基本計画（令和6年度～令和8年度）

別冊2 三重県観光振興基本計画（令和6年度～令和8年度） 参考資料

令和6年3月12日

観 光 部

○ 議案第 59 号 三重県観光振興基本計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の策定について

1 三重県観光振興基本計画（令和 6 年度～令和 8 年度）

（1）計画の基本的な考え方

平成 23 年 10 月に施行した「みえの観光振興に関する条例」の基本理念に基づき、これまで三度にわたり「三重県観光振興基本計画」を策定し、観光の振興による地域づくりを推進するとともに、観光産業の持続的かつ健全な発展に取り組んできました。これまでの成果をふまえつつ、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら三重の観光を持続的に成長させるべく、条例第 21 条の規定に基づき、新たに「三重県観光振興基本計画」を策定します。

（2）計画期間

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

（3）10 年後のめざす姿と計画目標

本計画の実現に向け取り組むべき方向性として、10 年後のめざす姿と本計画の主目標・副目標を以下のとおり定めました。

①10 年後のめざす姿

伊勢神宮参拝の「お伊勢参り」を導いた「御師おんし」は旅行代理店の先駆けと言われています。御師が各地に出向き伊勢神宮のありがたさを説くことでお伊勢参りが流行し、多くの庶民が伊勢への旅を楽しむにつれ、三重の街道筋（地域）は発展してきた歴史があります。

『旅行者よし、事業者よし、地域住民よしの持続可能な観光地』

国内外の旅行者がおすすめしたい観光地になることで、観光産業が地域経済に貢献し、三重県全体の発展に寄与するとともに、住民が地域に対して愛着や誇りを持っている

- ・旅行者よし：旅行者が来てよかったと感じ、家族や友人に勧めてくれている
- ・事業者よし：観光産業に従事する方々がいきいきと働き、おもてなしをしている
- ・地域住民よし：地域住民が、地域における観光の効果を感じ、旅行者を歓迎している

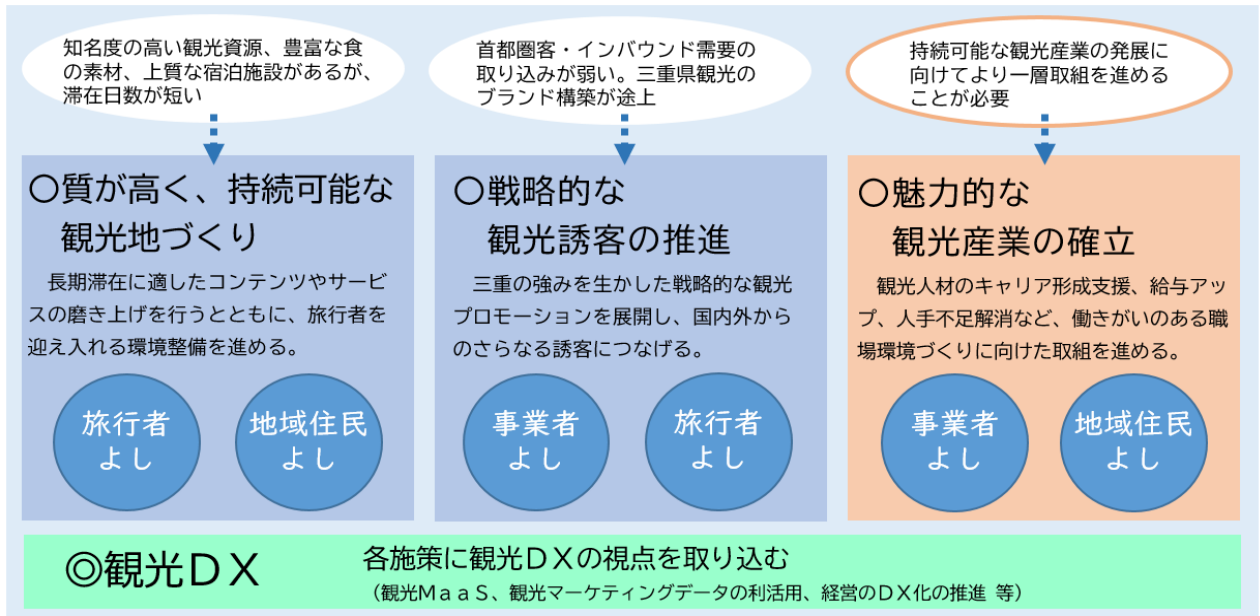
②主目標・副目標

目標項目		現状（R4）	目標年度（R8）
主目標	観光消費額	4,269億円	6,000億円～7,000億円
副目標1	観光紹介意向率	27.9%	45%
副目標2	観光従事者満足度	52.6% [※]	60%
副目標3	観光がプラスの効果をもたらすと捉えている地域住民の割合	68.1%	75%

※ 令和 5 年 1 2 月実施の県独自アンケート調査結果の値。

(4) 施策の柱

計画の目標達成に向け3つの施策の柱を定め、各施策の柱に基づいた戦略を実施していきます。



2 最終案からの主な変更点

令和5年定例会 11月定例会の政策企画雇用経済観光常任委員会において説明をいたしました最終案からの主な変更点は以下のとおりです。

(1) 副目標2：観光従事者満足度

令和5年12月に県内宿泊施設従業員を対象に行った県独自のアンケート調査の結果をふまえ、目標値を設定しました。

・現状値 52.6% → 目標値 60%

(2) 基本的な役割分担

「旅行者に期待する役割」の説明文を、「観光・地域づくりを担う一員としての責任ある選択と行動」と追記しました。

(1) 拠点滞在型観光の推進について（令和5年度の実績結果）

1. 「拠点滞在型観光×三重」ブランディングモデル事業/ 高付加価値旅行者層向け滞在価値創出事業

- 三重の観光資源を活用した**体験コンテンツを商品化**し、延べ約**2,000人に販売**しました。
令和6年度は、地域が一体で持続的に販売・提供ができるよう、地域DMO等を対象に、
コンテンツの発掘・磨き上げから、販売・提供体制の構築、地域ブランディングまで一連の
支援を実施します。

【取組内容】

- ① 専門家を派遣し、**伴走型での磨き上げ支援**を実施
- ② 新たに**35件の体験コンテンツ**（うち20件は高付加価値旅行者向け）の造成・磨き上げ
- ③ 磨き上げた体験コンテンツを**WEB・SNS**上で情報発信
- ④ **オンライン旅行代理店**を活用した販売、体験コンテンツを組み入れた**宿泊旅行プラン**販売
（3月以降販売）

<体験コンテンツ事例>

- ・ 樹齢100年の杉の小舟で森巡り&森ジビエランチ（マルゴ(株)：松阪市）
- ・ 海女さんと伊勢エビの天敵“ガンガゼ”を捕獲&試食（株伊勢志摩ツーリズム：志摩市）
- ・ 忍者屋敷を貸切って実施する忍者修行体験（伊賀上野観光協会：伊賀市）

2. 地域の観光資源を生かした周遊基盤整備事業

- **2泊3日以上**の県内周遊を促進するため、地域の事業者が連携した宿泊施設・観光施設の改修や二次交通の充実などの取組を支援し、**3本の周遊モデルルートを構築**しました。
令和6年度は、旅行者の滞在・周遊のための拠点整備を促せるよう、DMO等を中心に観光地マネジメント体制の構築を進め、宿泊施設等の改修や交通対策の充実等を支援します。

【取組内容】

<周遊モデルルート>

- ・ **伊勢・熊野の二大聖地を巡る歴史・自然の旅**（VISONなど6事業者が参画）
 - ・ **手ぶらで巡るソロ・少人数キャンプの旅**（DMOカメヤマモデルなど5事業者が参画）
 - ・ **ウェルネスツーリズム・健康増進の旅**（明和観光商社など9事業者が参画）
- ① ルートを紹介するリーフレットの作成、**ルートの特性に応じたプロモーション**を実施
例) 関西の主要駅や近鉄特急車内での情報発信、ルート紹介WEBページの広告、福利厚生に
関心が高い企業へのセールス活動 他
 - ② ルートの商品化に向け、**首都圏での認知度向上と評価の確認を目的としたマーケティング**を
実施（3/10～11：三重テラス近隣の江戸桜通り地下歩道で実施）



宿泊施設の高付加価値化改修



観光施設の高付加価値化改修

(1) 拠点滞在型観光の推進について（令和5年度の実績結果）

3. みえガストロノミーツーリズム推進事業

- その土地の気候や風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的としたガストロノミーツーリズムの推進に向けて、**本県の食や食文化を生かしたガストロノミーコンテンツの造成を支援**しました。
令和6年度は、本県がガストロノミーツーリズムの目的地として認知度が高まるよう、コンテンツの更なる磨き上げとプロモーション、食の関係者同士の連携強化に取り組みます。

【取組内容】

- ① 専門家を派遣し、**県内5団体に対し伴走型の磨き上げ支援を実施**

<体験コンテンツ事例>

- ・古くから尾鷲の地元漁師が船に常備し刺身の薬味として食されてきた「虎の尾」や、地域で獲れた新鮮な魚を素材の魅力を引き出す調理法で味わう体験

- ② **「みえガストロノミーツーリズムフェスタ」を開催**（開催日：3/18；場所：VISON）

本県の食・食文化の魅力とガストロノミーツーリズムの取組を食関係者等に発信

- ③ 県内の宿泊施設・レストラン・生産者の取組を取材し、**専用サイトで紹介**（40者）



4. インバウンド向け県内周遊SITモデル事業

- 外国人旅行者の趣味・嗜好のニーズを捉えたSIT（Special Interest Tour = 特定の目的に特化して行われる趣味性の高い観光旅行）として、**バイク（※）で県内を周遊するインバウンド向けSITモデルコースを商品化**しました。

※鈴鹿サーキットのブランドカヤ、バイクツアーを趣味とする海外の富裕層が存在すること、交通不便地であるが魅力的な観光地へもアクセスできること等の理由によりバイクのSITが有効

【取組内容】

- ① SIT商品として台湾・香港向け（3泊4日）、欧州・米国向け（6泊7日）の2本を造成

- ② **日本観光振興協会主催商談会**（開催日：11/2；場所：台北市；商談数：21社）

- ③ **台北国際旅行博出展**（開催日：11/3～6 場所：台北市）

- ④ **海外の旅行会社を対象としたファムツアーの実施**（台湾・香港向け（開催日：12/8～11 参加企業：7社）、欧州・米国向け（開催日3/1～7 参加企業：3社））

※参加者からは「海沿いの眺めや山中のワインディングロードも含め、三重の観光資源の豊かさを知ることができた」「現地地いかにお金を落としてもらうかという観点も必要」との声

- ⑤ バイクツアー専門の旅行会社がインバウンド向けに**旅行商品**を販売（3月見込み）



SCHEDULE & HIGHLIGHTS

DAY1	DAY5
鈴鹿サーキットで特別走行	自由行動
DAY2	(オプションツアー) 電動バイクで日本の棚田百選「丸山千枚田」へ
日本人の心のふるさと「伊勢神宮」へ	DAY6
DAY3	世界遺産「熊野川」を悠々と船旅
日本遺産の「海女」文化体験	DAY7
DAY4	伊賀流忍者ショー
世界遺産熊野古道を歩くエコツアー	

SITツアー行程（6泊7日）

(2) 国内誘客の取組について(観光プロモーションの取組)

- 三重県の認知向上を図ることを目的とし、美しい自然や豊かな食、歴史や文化など、三重ならではの魅力的な観光資源を活用した観光プロモーションに取り組むとともに県内への誘客・周遊促進を目的としたスタンプラリーにも取り組みました。
- 令和6年度も引き続き様々なメディアを活用し、ターゲット層やテーマ等を明確にしたプロモーションにも取り組みます。

① 首都圏等大都市圏プロモーションの取組の実績

交通広告

首都圏主要駅(4駅)
において、10月から
交通広告を掲出

SNS(YouTube)

YouTuber3名による県内観光地の紹介動画発信(数値は2月29日現在)

- ①TAKIMAKI Channel/滝沢真規子(ファッションモデル チャンネル登録者数34.4万人)
中南勢、伊勢志摩地域の魅力を発信 動画再生回数40.5万回
- ②miku/未来(ライフスタイルを発信するYouTuber チャンネル登録者数55.8万人)
伊賀、北勢地域の魅力を発信 動画再生回数21.7万回
- ③おのだ/Onoda(旅行系YouTuber・プロガー チャンネル登録者数46.3万人)
東紀州地域の魅力を発信 動画再生回数7.0万回

雑誌(連載企画)

30～40代の女性を主な読者層とする、質の高い生活情報を発信しているライフスタイル誌「&プレミアム」(毎号発行部数:約8万部)に、音楽家の坂本美雨さんが三重の魅力ある風景や宿、伝統工芸品の作り手等を訪ねる特集記事を連載(全4回)

テレビ

- ・在京キー局へのプロモーションにより、全国放送番組(TBS系列「ラヴィット!」)で、伊勢志摩地域の観光地を紹介
- ・三重テレビ放送「新・ええじゃないか～いい旅 いい発見～」において県内の観光地を紹介(関東・関西など全国10局で年間26回放送)



総合観光イベント

国内外の観光関係者が出展する総合観光イベントである「ツーリズムEXPOジャパン2023大阪・関西」への出展を支援
県の他、名張市、松阪市、伊勢志摩観光コンベンション機構、伊賀上野DMOが出展

総来場者数：148,062人
(4日間合計)



② みえ応援ポケモンを活用した県内の周遊促進

デジタルスタンプラリー

令和5年9月23日～12月24日(スタンプスポット72か所)
参加者数：4,708人 チェックイン数：39,087

駅周遊スタンプラリー

令和6年1月19日～3月30日
県内鉄道全8社の計24駅にスタンプスポットを設置



伊勢鉄道ミジュマルトレイン



(2) 国内誘客の取組について（需要喚起・平準化に向けた取組の状況）

○コロナ禍により多大な影響を受けた観光産業の早期回復に向け、令和4年10月から引き続き実施した全国旅行支援をはじめ様々な旅行需要喚起策を実施しました。

○令和6年度は観光需要の平準化に向け、閑散期や平日を対象とした利用促進キャンペーンや県外からの教育旅行の誘致促進策などを実施予定。

①「平日ゆったりみえ旅キャンペーン」


平日の宿泊者に対しお得なクーポンを配布することで、需要の喚起と平準化を促進

実施期間：令和5年12月11日～令和6年3月10日



○令和5年度実績 利用者数：約10万人

概要

クーポン	宿泊料金(1人あたり)の最大2割 (2,000円、3,000円、4,000円の3種類) ※宿泊料金が1万円以上のものが対象	
対象	平日の宿泊者 (県内旅行会社／宿泊施設を経由した予約分が対象)	
取扱店舗	県内飲食店、土産物店、タクシー等 2,189店舗	

②みえの祭り誘客促進事業

観光資源としての可能性を調査するため、祭り（6件）の魅力を活用した旅行商品7件の造成、販売をモデル的に実施

(対象とした祭り：花の窟のお綱かけ神事、尾鷲ヤーヤ祭、おひなさま巡り(伊勢市二見町、亀山市関町)、安乗の人形芝居、桑名石取祭)

<観光資源としての可能性がある祭りの考え方>

- ・希少性や特徴などがあり、祭りに興味・関心がある層に訴求すると考えられるもの
- ・参加体験が可能、観覧席や駐車場の確保、祭りの関係者等の観光への理解など受入環境が整っているもの
- ・祭りに関連性の高い観光コンテンツが近辺に存在するもの

○令和5年度実績(2/29現在)
利用者数：112人(予定含む)



花の窟のお綱引き神事の見学ツアーの様子

③その他の需要喚起策

【旅行商品造成事業】

交通機関等の利用促進のため、交通事業者等と連携した県内周遊ツアーを造成・販売し、観光産業全体を支援

○令和5年度実績

利用者数：約31,000人(前年比157%) 造成件数：287件

【県内教育旅行促進事業】

県内の学校が県内を目的地として実施する宿泊を伴う教育旅行を支援

○令和5年度実績

交付決定分：延べ158校、8,263人分(前年度比47%※宿泊分)

【三重のあそび体験利用促進事業】

県内体験施設、体験プログラムの利用促進のため、体験料金割引キャンペーンを実施

※人気メニュー：SUP体験、森林アドベンチャー体験、真珠取り出し体験、釣り体験

○令和5年度実績

利用者数：約38,000人(前年度比133%)

参画施設数：約350施設



SUP体験

【みえ周遊ドライブプラン事業】

県内周遊と観光地での消費促進のため、NEXCO中日本と連携し、高速道路定額割引とお得な商品券をセットで販売

○令和5年度実績

利用者数：8,143人(前年度比83%) 参画施設数：556施設

(3) インバウンドの誘客について (①高付加価値旅行者層の誘致)

○県内での観光消費額の増加を図るため、高付加価値旅行者層に強みを持つ旅行会社へのプロモーションに取り組むことで、旅行会社とのコネクション構築や業界誌への記事掲載、ツアーの造成などの成果に結びつきました。また、今後、県が重点的に取り組むべき市場等に関する調査を行いました。

1. ファムトリップの実施

- ①旅行会社招請（10月2日～5日）・被招請者：米国2社、タイ1社、シンガポール1社
- ②インフルエンサー招請（10月30日～11月1日）【JNTOドバイ事務所との連携】
 - ・被招請者：UAE4名
- ③旅行会社・メディア招請（11月27日～29日）【奈良県・和歌山県との連携】
 - ・被招請者：英国旅行会社4名、英国メディア1社
- ④旅行会社招請（1月30日～2月2日）・被招請者：英国2社、米国2社
- ⑤メディア招請（2月28日～29日）【奈良県・和歌山県との連携】・被招請者：仏国メディア2名



海女小屋見学の様子

2. 高付加価値旅行者層を顧客とする旅行会社が参加する商談会への参加

- ①ILTMカンヌ2023商談会（12月4日～7日）に参加し、38社と商談を実施
- ②英国旅行会社との商談会（11月25日）に参加し、21社と商談を実施【奈良県・和歌山県との連携】



ILTMカンヌでの商談

3. 「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」モデル観光地の取組

- ①伊勢志摩及び周辺地域エリア
 - ・マーケティング調査、ワークショップ、モニターツアー等を実施し、ポテンシャルや課題を検証。
 - ・令和6年度も引き続き、宿泊施設の状態調査や受入体制の充実に向けた検討を実施。
- ②奈良南部・和歌山那智勝浦エリアとの連携【奈良県・和歌山県との連携】
 - ・意見交換会、勉強会、ファムトリップ等を実施し、ポテンシャルや課題を検証。
 - ・今後、民間企業や関係機関も含めた広域での推進体制の構築を検討。

4. 高付加価値旅行者層の誘致にかかる新市場調査の実施

三重県が取り組むべき高付加価値市場に関し、三重県の持つ観光資源との相性、市場規模、アプローチのしやすさ等を基に調査・分析したところ、ターゲット市場としてアメリカ、イギリス、フランスの3か国に三重県の持つ強みと親和性のある高付加価値旅行者層が一定存在しているとの結果が示されました。

新市場調査の結果をふまえ、令和6年度はこれらの3つの市場の高付加価値旅行者層を扱う旅行会社を中心に、三重県のレップの活用や商談会への参加を通じて働きかけを行い、成果を検証します。

(3) インバウンドの誘客について (②令和5年度の現地プロモーション)

○現地プロモーションに積極的に取り組むことで、タイから伊勢志摩や東紀州地域を訪問するツアー6本や、シンガポールからの富裕層ツアーの実現など、着実な成果に結びつけています。

1. 台湾

- ①【高雄】高雄旅行博への出展(6月)
- ②【台北・高雄】JNTO教育旅行個別相談会への参加(6月)
- ③【台北・新北】一般消費者向け観光セミナー及び日本の観光・物産博への出展(10月)
- ④【台北】三重県ファンミーティング(2月)
- ⑤【台北・台中】関西観光本部主催オール関西大商談会への参加(2月)
- ⑥【新北】平溪天燈祭りでのブース出展および交流(2月)
- ⑦【台北】旅行会社向け観光セミナー(3月予定)



②教育旅行個別相談会



③日本の観光・物産博



④三重県ファンミーティング

2. 欧州

- ①【フランス】Top Résa(商談会)への参加(10月)
- ②【フランス】旅行会社向け観光セミナー(10月)
- ③【フランス】旅行会社へのセールス(10月)
- ④【市場横断】ILTMカンヌ(富裕層商談会)への参加(12月)
- ⑤【フランス】SMT Paris(旅行博)への出展及び旅行会社へのセールス(3月予定)



①商談の様子



②旅行会社向け観光セミナー

3. 東南アジア

- ①【タイ】中部国際空港利用促進協議会主催訪日旅行セミナー・商談会への参加、旅行会社へのセールス(7月)
- ②【マレーシア】MATTAフェア(旅行博)参加(9月)
- ③【タイ】旅行会社向け観光セミナー(9月)
- ④【タイ】FITフェア(旅行博)への出展(10月)
- ⑤【シンガポール】伊勢志摩PRイベントへの参加及び旅行会社へのセールス(11月)
- ⑥【タイ】知事ミッション(1月)
- ⑦【シンガポール】三重県ファンミーティング(2月)
- ⑧【シンガポール】NATASトラベル(旅行博)への出展(3月予定)
- ⑨【タイ】三重県ファンミーティング(3月予定)



④FITフェア

【今後の方向性】

「全県DMOを担う三重県観光連盟のあり方検討最終報告書」をふまえ、アジア市場におけるインバウンド向けプロモーション業務等については、令和6年度から新たに官民連携組織である三重県観光連盟が担います。

(3) インバウンドの誘客について (③台湾新北市との観光交流の推進)

○平成25年10月に観光協定を締結した台湾新北市との交流について、令和5年度は協定締結から10年目の節目となります。新型コロナによる渡航制限も解除されたことから、三重県への将来の誘客につなげていくため、協定に基づく相互訪問や民間交流の促進・深化に取り組みました。

1. 学校間交流の再開

- 県立松阪商業高校（以下、松阪商業）の教員と生徒が新型コロナにより中断していた姉妹校提携による交流を再開するため、新北市立三重高級商工職業学校（以下、三重商工）を訪問しました。
- ・日 程：10月19日
- ・訪問者：松阪商業の先生2名、生徒4名
- ・内 容：対面式、授業見学、生徒間交流等



2. 日本PRイベントでの観光プロモーション

- 台北駅構内で開催されたイベントにブースを出展し、三重県の観光PRに取り組みました。20日は松阪商業の生徒もイベントでのPRに参加し、ステージ発表では、県内観光地の紹介とクイズを行いました。
- ・名 称：日本の観光・物産博
- ・日 程：10月20日～22日



三重商工の生徒が三重県PRを行う松阪商業の生徒の応援に駆けつけて記念撮影

3. 新北市と連携した三重県観光セミナーの開催

- 日本在住の台湾人インフルエンサーを起用し、新北市庁舎内の会議室を会場に、一般消費者に対して三重県の観光魅力をPRするセミナーを実施しました。
- ・日時：10月20日19:00～20:45
- ・来場者数：68名



新北市観光旅遊局
楊宗珉局長による挨拶

4. 平溪（へいけい）国際天燈（てんとう）祭りへの参加

- 一般から募集した参加者337名と県の代表者が平溪国際天燈祭り（※）に参加し、天燈上げを行うことを通じて両地域の交流を促進するとともに、会場内に三重県観光ブースを設置して観光PRを実施しました。（※平溪国際天燈祭りとは、新北市東部の平溪で行われ、願い事を書いた天燈を夜空に一齐に飛ばす幻想的な体験ができるお祭りです。）
- ・日 程：2月24日
- ・場 所：台湾新北市平溪区 十分天燈廣場



三重県の観光ロゴが入ったメインランタン



陳副市长、楊局長ら新北市関係者等との記念撮影

(3) インバウンドの誘客について (④知事タイミッション)

○令和6年1月8日から12日にかけて一見知事がタイを訪問し、タイ旅行業協会との連携覚書(MOU)の締結や観光セミナー・商談会の開催など、タイからの更なる観光客誘致に向けたプロモーションに取り組みました。

1. タイ旅行業協会との連携覚書(MOU)締結

○900社以上の現地旅行会社が加盟するタイ旅行業協会(TTAA)と、三重県へのインセンティブツアーと高付加価値旅行を中心とした旅行者の送客に協力して取り組むことを目的とした連携覚書(MOU)を締結。



締結式の様子



連携覚書(MOU)の披露

2. 三重県観光セミナー・商談会開催

- 三重県観光情報を提供するセミナーを開催し、現地旅行会社28社が参加。
- セミナー冒頭、知事から三重県のアクセスの良さや観光の魅力を紹介し、三重県への送客を呼びかけ。
- 商談会には県内から観光事業者10社が参加し、タイ旅行会社に対し、各施設の魅力をPRするとともに、ネットワーク作りを実施。



観光セミナーでの知事挨拶

3. タイの経済新聞への記事掲載

- 1日に15万部を発行するタイ国内で最大のタイ語経済新聞で、紙面以外にもウェブ上のビジネスニュースサイトで月に3,400万回以上の閲覧回数を誇るバンコク・ビズニュース(Bangkok Biznews)による知事へのインタビューを実施。
- タイ市場における三重県の強みや取組、今回の知事ミッションの目的等についての記事が同紙の紙面及びウェブサイトに掲載され、タイにおける三重県のプレゼンス向上に寄与。



取材の様子



2/2(金)朝刊に掲載された記事

(4) 令和4年度包括外部監査結果に対する対応結果について

1 監査テーマ

観光振興・観光関連事業に関する事務の執行について

2 監査結果と対応結果

観光部では、18事業について監査が実施され、17件の「指摘」と18件の「意見」をいただきました。その内訳は、以下のとおりです。

また、その内容と対応結果の概要は次頁のとおりです。

	指摘	意見
入札・契約事務に関すること	5件	4件
事業の執行に関すること	3件	7件
補助金・支援金事務に関すること	6件	2件
負担金事務に関すること	3件	4件
予算の執行に関すること	-件	-件
その他	-件	1件
合計	17件	18件

※「指摘」とは、法令、条例、規則、要綱等、県が遵守すべき規範に従っていない事項及び正確性、有効性、効率性並びに経済性に著しく反している事項として速やかに改善することを求めたもの。

「意見」とは、正確性、有効性、効率性並びに経済性の観点から意見を述べた事項として改善を検討することを求めたもの。

令和4年度 包括外部監査結果に対する対応結果（関係分）

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
包括外部監査の意見及び指摘		
1 世界から選ばれる三重の観光		
観光事業推進費		
① 三重県観光客実態調査事業の履行確認について【指摘】 ※入札・契約事務に関すること		
<p>当事業の委託業務完成報告書について、分析結果が記載されていない暫定版で履行確認が行われていた。コロナ禍のため調査日が遅い時期になった影響もあるが、今後は最終の調査報告書を受領してから履行確認するべきである。</p>	<p>委託業務の履行確認を適切に実施するよう徹底しています。</p> <p>今後、契約期間内に事業が完了しない可能性がある場合には、最長3月31日まで契約期間を延長する変更契約を行ったり、どうしても年度内に完了しない場合は繰越手続きを行い複数年契約としたりするなど、適切な会計処理を実施していきます。</p> <p>なお、本事業に関しては、令和4年度調査から、調査報告書の期間を年度から暦年（1月～12月）で作成するように改め、コロナ禍のような不測の事態が生じた場合でも年度内に調査報告書を完成できるように対応し、令和5年度調査も同様に対応を行いました。</p>	観光戦略課
② 三重県観光客実態調査事業の実施期間確保について【意見】 ※事業の執行に関すること		
<p>当事業は統計調査であり、毎年、同程度の調査地点数・総サンプル数で行っていくことが望まれるが、コロナ禍により令和2年度に引き続き令和3年度も、調査地点数・総サンプル数の減少見直しが行われている。コロナ禍でやむを得なかったと思慮されるものの、統計調査の有効性を担保できるよう、今後は不測の事態に対応したスケジュールを組んで事業を行えるようにすることが望ましい。</p>	<p>令和2年度及び3年度は、コロナ禍における行動制限を行っていたことからやむを得ませんでした。今後は、不測の事態においても臨機応変に対応できる体制について検討していきます。</p> <p>なお、令和4年度、令和5年度はコロナ禍前と同様のサンプル数にて調査を実施しました。</p>	観光戦略課

③ 三重県版バリアフリー観光推進事業の調査施設・調査結果の公表方法について【意見】 ※事業の執行に関すること		
<p>令和3年度にどの施設の調査が行われたのかわかりづらい状況である。県のホームページにおいて、各年度の調査状況及び調査結果の公表場所を明らかにするとともに、委託先のホームページ上も、更新情報が適切に反映されるよう指導することが望ましい。</p>	<p>令和4年度の委託事業から、県ホームページ上に各年度において調査した箇所を明示するとともに、委託先のホームページにおいても、事業完了時まで更新情報を掲載するよう指導し確認しました。</p>	<p>観光振興課</p>
安全・安心な観光地づくり推進事業費		
① 再委託の適切性の検証について【指摘】 ※入札・契約事務に関すること		
<p>当事業における再委託の内容・金額は、県と市の事業を合算した委託契約となっており、再委託承認申請書に記載された契約金額よりも再委託の契約金額の方が大きくなっていった。同種の事業の再委託だったとはいえ、県の再委託部分の内容・金額が不明確であるため、今後は別々の契約書にて再契約を結んでもらうなど県の再委託部分の内容・金額が明確になるよう委託事業者へ依頼するべきである。</p>	<p>今後、同様の事案が生じた際は、委託事業者に対して再委託内容を明確にするよう求め、再委託の業務内容や金額が県の委託内容に沿っているかの確認を徹底していきます。</p>	<p>観光戦略課</p>
② 実証事業の継続性の検討について【指摘】 ※事業の執行に関すること		
<p>当事業を他の地域の参考となる事業とするためには、事業として収益性の安定化の目安となる収支見込み予測が重要となると考えられるが、委託事業者の事業報告書において数値での収支見込みの検討が記載されていない事業者があった。事業の有効性の観点から考えると、根拠のある数値を用いて今後の収支見込みを検討するよう委託事業者へ求めるべきであった。</p>	<p>今後、同様の実証事業を実施する際は、事業の趣旨を踏まえ、収益性にかかる検証を行うよう、委託契約の仕様に明記していきます。</p>	<p>観光戦略課</p>
③ 外部有識者・専門家等の関与について【意見】 ※入札・契約事務に関すること		
<p>当事業における企画提案コンペの選定委員は全員県職員であり、外部委員は選任されていない。当事業のように企画提案コンペの意義が大きいと考えられる場合には、専門知識を有する外部有識者等を委員に加えることが望ましいが、外部委員は地方自治法の附属機関に該当するため、設定にあたっては別途条例の手当が必要であるとのことであるため、外部委員選任が可能となるような措置をとることが望まれる。</p> <p>また、現状においてもオブザーバーであれば選任できるため、積極的な活用を図ることが望ましい。</p>	<p>今後、同様の実証事業において専門的な意見を求める必要がある際は、知見を有する庁内の技術系職員を参加させるようにします。庁内では判断が難しいと考えられる場合は、技術動向に詳しい公的な団体等にオブザーバーを要請し、技術的な指導を受けるようにしていきます。</p>	<p>観光戦略課</p>

④ 実証事業内容の追跡調査について【意見】 ※事業の執行に関すること

当事業の効果測定・分析については、委託事業者が事業報告書にて検証を行っているが、未だコロナ禍が旅行需要に影響しており、旅行者にとって安全・安心な観光地としての環境を整備できているかどうかという事業目的の成果を検証するには長期的視点が必要であるため、今後何年かにわたり県として追跡調査していくことが望まれる。

今後、複数年にわたって効果検証が必要と考えられる事業を実施する際は、追跡調査に必要な予算措置も含めて検討していきます。

観光戦略課

県内宿泊事業者感染防止対策等支援事業費

① 申請書の提出のない事業者への補助金支払について【指摘】 ※補助金・支援金事務に関すること

親子間で代替わりがあった事業者からの申請において、実績報告時に提出された確定申告書により交付申請が前事業主名義で提出されていたことが判明した。旅館業営業許可証の取り直しを求め、必要書類の提出を受けた上で手続が進められていたが、前事業主からの申請を取り下げ、正しい事業者から新たに申請を求めべきであった。
また、申請時に確定申告書の提出を求めることで、営業実態を確認するべきである。

今後、同様の事業を実施する際は、申請時に事業者自身で申請内容が適切であるかどうかを確認できるようチェックリストを充実させる等の仕組みを検討します。また、交付申請の段階で確定申告書や売上台帳などの提出を求め、営業実態の確認を行います。

観光戦略課

② 提出期限後の補助金請求書に基づく補助金支払について【指摘】 ※補助金・支援金事務に関すること

交付要領で、請求書提出の期限を補助金額の確定日から14日以内と定めているものの、請求書が期限内に提出されていないものについて、補助金が支払われていた。実態は、請求書が提出されていれば、期限後であったとしても補助金を支払うという方針であったとのことであるため、今後は実態に即した交付要領を作成するべきである。

交付要領では、年度内に全ての支払いを終えることを目的に期限を定めていたところですが、今後、同様の事業を実施する際は、補助金額の確定日からの期限ではなく、最終の期限を定める等の方法で支払いの遅延を防ぐとともに、作成した交付要領等に沿って適切に補助金事務を行います。

観光戦略課

③ 補助金交付申請時の書類の提出漏れについて【指摘】 ※補助金・支援金事務に関すること

募集要項上で交付申請書時に提出を求めている誓約書が添付されていないものがあった。チェックリストでは問題無しとされていたが、提出がなかったにもかかわらず問題無しとされていたのであれば、適切なチェックがされていなかったといえる。
また、県の担当者によると当時提出はあったものの紛失した可能性もあるとのことであるが、それであるならば書類の管理体制に問題があったといえる。

今後、同様の事業を実施する際は、ダブルチェック等によりチェック体制を強化するとともに、申請案件ごとにファイリングするなど書類の保管方法についても見直していきます。

観光戦略課

<p>④ 実績報告時の書類の提出漏れについて【指摘】 ※補助金・支援金事務に関すること</p> <p>募集要項上で、クレジットカードによる支払の場合、実績報告期限までに支払を終え、支払いが確認できる書類として、利用明細書及び通帳コピーの提出を条件としているが、通帳コピーが提出されていなかった。総合口座通帳であるため引き落としの事実を確認しなくても問題ないと判断したとのことであったが、引き落とし前に口座を解約する可能性も考えられることから、通帳のコピーの提出を求めるべきであった。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際は、チェックリストの項目の充実やダブルチェック体制等により募集要項等に沿って適切に事務を行います。</p>	<p>観光戦略課</p>
<p>⑤ 補助金申請に関する書類作成及び申請のサポート体制について【意見】 ※補助金・支援金事務に関すること</p> <p>申請件数が想定より少なかった理由の一つが、書類作成が大変であり特に規模が小さい宿泊施設は高齢者の事業者が多く作成が困難であった点が考えられるとのことであった。</p> <p>今後、同様の補助金がある場合には、事業者がより申請しやすいように書類作成及び申請のサポート会場等の設置を検討することが望まれる。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際は、詳細なQ&Aを作成することとします。また、申請件数が一定数見込まれる場合には、サポート会場等の設置も検討します。</p>	<p>観光戦略課</p>
<p>宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費</p>		
<p>① 委託金額の適切性の検証方法について【指摘】 ※入札・契約事務に関すること</p> <p>当事業の委託金額の企画料（事務経費）について、具体的内容や算出根拠の記載がなく、県も詳細な資料の提出を求めていなかった。また、実際の認証申請件数は想定件数の約6割だったが、経費精算書は契約金額と同額が計上されており、企画料（事務経費）は増額されていた。認証にあたっては当初想定より作業が多かったことから一定の理由があったとは考えられるが、委託金額の適切性を十分に検証していたとはいえないと考えられる。</p> <p>今後は、委託事業者に対し、具体的内容や算出根拠の記載のある資料の提出を求めるよう改善すべきである。</p>	<p>契約後、特段の事情の変化により業務内容に変更が生じた場合は、変更契約を締結した上で適切に事業を実施することに加え、その際、金額の算出根拠を求めることにより委託金額が業務に応じた積算となっているかの確認を徹底することとします。</p>	<p>観光誘客推進課</p>
<p>② ホームページ掲載の優秀20施設の選定方法について【指摘】 ※事業の執行に関すること</p> <p>「あんしん みえリア」のホームページでは、特に優れた取組を実施している20施設の取材レポート記事を掲載しており、プロモーションされているような内容も掲載されていた。20施設の選定方法は、まず委託事業者に対し約1,200施設から40施設の選定を依頼し、その後、県と委託事業者が協議し40施設の中から20施設を選定している。</p> <p>しかし、選定の際の具体的な方法や選定過程の記録の資料はなく、事後的に検証できない状態であった。</p> <p>今後、特定の施設の利用促進につながるプロモーションを実施する場合には、選定過程を記録に残すべきである。</p>	<p>今後、同様の取組を行う際は、明確な選定基準を策定の上、委託事業者・県において選定の方法及び過程を記録することとします。</p>	<p>観光誘客推進課</p>

<p>③ 安全・安心な三重プロモーション業務の効果検証について【意見】 ※事業の執行に関すること</p> <p>「安全・安心な観光地 三重」のブランディングを定着させ、旅行需要を喚起するためにプロモーションを実施している。委託事業者から提出があった業務実施報告書では、「あんしん みえリア」のホームページのページビュー数などの記録はあるものの、周知されるために十分な数値か否かといった検証・分析を実施していない。</p> <p>そのため、委託料が有効的に使われたのかどうかの検証や、ホームページを継続していくべきかどうかの判断ができない状態となっている。検証・分析を行うことでプロモーションの効果検証をしていくことが望ましい。</p>	<p>当事業については、SNS を活用したプロモーションを実施しており、その効果検証は行っていたものの、ホームページのページビュー数にかかる検証には至っていなかったことから、今後、同様の取組を行う際は、あらかじめ効果検証について委託業務の中に位置づけて実施するようにします。</p>	<p>観光誘客推進課</p>
<p>④ 企画提案コンペ選定委員会の委員等の互選記録と出席者数について【意見】 ※入札・契約事務に関すること</p> <p>選定委員会では、互選により委員長及び副委員長を決定しているが、誰に決定したかの記録は書面として残っていなかった。委員長が最優秀提案を決定する場合も想定されることから、今後は記録として書面に残しておくことが望ましい。</p> <p>また、企画提案コンペ選定委員会について、当日1名欠席していた。より多様な意見を反映した選定ができるよう、なるべく全員が出席できるよう業務の調整をするか、代理出席の方法をとることが望ましい。</p>	<p>企画提案コンペ選定委員会における委員長及び副委員長の選任については、議事録として記録に残します。また、緊急等やむを得ない場合の欠席については、企画提案コンペ選定委員会委員内申書の変更を行い、競争入札等審査会会長へ当日代理となる選定委員の承諾を得ることで、全員が出席した状態での委員会開催に努めています。</p>	<p>観光誘客推進課</p>
<p>⑤ 「あんしん みえリア」のホームページの記載事項について【意見】 ※事業の執行に関すること</p> <p>ホームページでは認証施設を検索することが可能であるが、感染対策の取組状況に加え、施設の外観写真や地図の他、住所や電話番号等の基本情報のみが記載されている状態であり、旅行需要の増加に繋がる工夫が十分ではない印象を受けた。費用対効果も考慮する必要はあるものの、各施設の URL を掲載すればスムーズに施設の予約や情報入手ができ、より使いやすいホームページになると考えられる。</p>	<p>掲載項目を追加するには新たな費用が発生することから、今後のコロナウイルスの状況を踏まえて発信内容を検討していきます。</p>	<p>観光誘客推進課</p>
<p>県内観光事業者支援金</p>		
<p>① 事業者が観光事業者支援金の申請書に添付した確定申告書で事業収入欄に記載がないケースについて【指摘】 ※補助金・支援金事務に関すること</p>		
<p>県内観光事業者支援金の申請書類のうち、確定申告書の事業収入欄が0で雑所得の収入金額欄に記載がある民泊事業者があった。雑所得の収入金額がすべて宿泊事業の売上かどうかは不明であるにもかかわらず、全額宿泊事業の売上金額と推定したのはチェックが有効であったとは考えにくい。売上金額を確認するためには、確定申告書の雑所得の収入金額欄に含まれる宿泊事業の月別の売上金額及び費用明細を入手して、宿泊事業にかかる売上金額及び所得の確認をすべきであったと考える。</p>	<p>今後、同様の支援金事業を実施する際は、確定申告書の収入欄のみでは事業収入の算定が難しい場合、例えば、追加で宿泊者台帳もチェックするなど、より確実な確認を徹底していきます。</p>	<p>観光戦略課</p>

<p>② 県内観光事業者支援金申請書の県によるチェックについて【意見】 ※補助金・支援金事務に関すること</p> <p>県内観光事業者支援金について、受託者によるチェックも詳細になされていたと判断できるが、県の担当部署では受託者から質問があったケースのみ回答する体制であった。一方、宿泊業者に支給している「県内宿泊事業者感染防止対策等支援補助金」は県の担当部署が全件チェックしている。補助金と支援金という違いはあるが、支援金についても一定の基準を定め、県の担当部署でもチェックする体制にすることが望ましいと考える。</p>	<p>今後、同様の支援金事業を実施する際は、県におけるチェック体制を充実し、支援金業務を適切に実施していきます。</p>	<p>観光戦略課</p>
<p>③ 観光事業者支援金申請書に添付する誓約書に記載されている「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請について【指摘】 ※補助金・支援金事務に関すること</p> <p>観光事業者支援金申請書に添付する誓約書には「みえ安心おもてなし施設認証制度」への登録申請をすることが記載されているが、施設認証制度に登録申請をしていない支援金受給事業者が存在する。誓約書に従って申請をしている大半の事業者と公平性の点で問題があるため、未だに登録申請をしていない業者に対しては登録申請の指導を徹底すべきであり、いつまでも申請がなされない事業者に対しては適切な対応をすべきである。</p>	<p>申請に至っていない事業者に対し指導を行ったところ、13事業者のうち11事業者において申請を受け付けました。残りの2事業者については、制度の新規受付を終了した令和5年3月13日までに申請が確認されなかったことから、支給要件に該当しない事実が判明したとして支給決定を取り消し、全額返還を求めたところ、1事業者については既に返還されました。残りの1事業者についても引き続き返還を求めています。</p>	<p>観光戦略課</p>
<p>国内誘客推進事業費</p>		
<p>① 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に支給する負担金の支給方法について【意見】 ※負担金事務に関すること</p> <p>公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構に対する負担金が一方は県から直接支給され、他方は「みえ観光の産業化推進委員会」経由で支給されており、同じ県の財源から同じ団体に支給される負担金が別々のルートで支給されるのは合理性に欠けると思われる。 効率性の面からもどちらか一方からの支給にまとめることが望ましい。</p>	<p>今後は、事業目的や効率性等の観点から、支出のあり方について検討し、令和5年度は一方からの支給としています。</p>	<p>観光総務課</p>
<p>海外プロモーション推進事業費</p>		
<p>① 手土産の持参について【意見】 ※その他</p> <p>関係機関や企業への訪問時に持参する手土産の配布先の中に、国が所管する独立行政法人があった。当該法人の職員は公務員とはみなされないものの、公的機関への手土産の持参は慎むべきであり、今後は配布先やその金額、内容などについて十分検討することが望まれる。</p>	<p>総務部長通知（平成8年11月5日付け財第1063号）に基づき、「公務上必要なものに限り、社会的儀礼に即し、必要最小限度で執行する」よう、所属内で周知徹底し、適切に対応しています。</p>	<p>海外誘客課</p>

② 負担金の支出について【意見】 ※負担金事務に関すること

「三重県外国人観光客誘致促進協議会」等に対して支出している負担金について、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が実施できず、繰越金が増加していることはやむを得ないが、繰越金については翌年度以降に自由に使用できることから、その用途に十分注意するとともに、多額の繰越金が発生することのないように支出先に働きかけることが望まれる。

多額の繰越金が生じないよう、協議会に働きかけを行うとともに、令和6年2月16日に幹事会を開催し、令和5年度の収支見込みにより多額の繰越金が発生しないことを確認しました。

海外誘客課

海外誘客推進プロジェクト事業費

① 欧州プロモーション現地レップ委託業務の一部再委託について【意見】 ※入札・契約事務に関すること

受託者がフランス現地事務所を閉鎖してから別の法人の現地事務所に再委託するまで約2か月の間、オンラインを活用して現地旅行会社へのセールスを行っていた。
現地レップ委託業務において、現地事務所は業務の根幹に関わるため、委託業者選定時には十分調査して信頼できる業者に業務を委託することが望まれる。

委託業者選定にかかる企画提案書において、提案者の現地事務所や再委託の予定等を含めた実施体制の記載を必須とし、選定委員による採点に反映するなど、委託事業者選定の過程で信頼性が確認できるように取り組んでいます。

海外誘客課

アフターコロナ・インバウンド復活事業費

① 実績報告書の内容の確認について【指摘】 ※事業の執行に関すること

オンライン商談会の商談実施件数について、商談会を開催した3市場のうち2市場で目標を下回っており、参加できなかった業者や旅行会社に資料を提供したとのことだったが、十分補完されたとはいえない。
目標に到達しなかった場合の対応を事前に受託者に示し、その対応の経緯を文書として残しておく必要があった。また、完成認定の際には、業務仕様書に沿った業務の遂行がなされたかを確認し、不足がある場合にはその理由や対応を確認すべきである。

目標に到達しないと判断される場合は、受託者と協議のうえ、経緯を文書として残したうえで変更契約を行うこととしました。また、やむを得ない事情であっても業務仕様書に定めた業務に対して不足がある場合は、契約額の減額変更を行うこととしました。

海外誘客課

3 みえ観光の産業化推進委員会について

みえ観光の産業化推進委員会の活動内容等

① 委員会より請求があった負担金の支出決定時の審査について【指摘】 ※負担金事務に関すること

予算審議で可決承認を受けた予算額の支出負担行為を執行する書類については記録の編綴が確認できたが、当該負担金の必要性や負担金額が事業規模等を考慮して適正な応分の負担になっているか等の記録は編綴がなく、当該負担金を負担して支出を可とした決定時の経緯や内容は確認できなかった。
三重県公文書管理規程第15条も鑑み、県は当該記録を編綴しておかなければならない。

負担金額が事業の進捗等を踏まえた適正な請求になっているか等の確認ができる資料を添付するようにしています。

観光総務課

<p>② 委員会の専用口座の預金残高と収支差引額との照合について【指摘】 ※負担金事務に関すること</p> <p>委員会において、事業資金の月次処理のために作成した収入計算書（収入表）と支出計算書（支出表）が正しく処理されていることを担保するために、委員会は専用口座の預金残高と月次の収支差引額を照合し、その確認月日や出納責任者・担当者の署名又は押印等を行って確認の痕跡を残すようにすべきである。</p> <p>また、決算日における、専用口座の残高と事業収支決算報告書の収支差引額（繰越収支差額）の差異を確認するために、例えば「預金残高調整表」を作成して、専用口座の残高と繰越収支差額が照合できるようにしなければならない。</p>	<p>適切に確認した証拠として、書面で記録を残すとともに、専用口座の残高と繰越収支差額が照合できる書面を作成しています。</p>	<p>観光総務課</p>
<p>③ 県から交付した負担金の取扱いについて【指摘】 ※負担金事務に関すること</p> <p>県が委員会に対して拠出した負担金で未使用の負担金が生じた際には、県と協議してその残余の処置を決定しなければならない。</p> <p>具体的には、残余となった負担金については、①返金させるのか、②翌年度の継続事業として支出執行していくのか、または③繰越財源に編入して翌年度の新規事業の財源に充当していくのかについて、県は委員会とよく協議して残余資金の処理を決しなければならない。加えて、その場合の協議記録も確実に保存しておかなければならない。</p>	<p>県が拠出した負担金に執行残が生じる見込みとなった場合、年度途中において残余資金の処理を検討し、その記録を残すようにしています。</p>	<p>観光総務課</p>
<p>④ みえ観光の産業化推進委員会経理規則第 24 条に定められた決算報告書の内容について【意見】 ※負担金事務に関すること</p> <p>事業報告には実施した事業の詳細が掲載されていたが、収支決算（案）に編綴されていた事業収支決算報告書（案）の支出金額には主だった事業の金額しか情報がなかった。</p> <p>そのため、現行の委員会経理規則第 24 条（2）決算報告書にはどの財務報告書が含まれているか詳細な規定が存在しないが、正確な決算報告を行うためには、決算報告の資料として作成される「事項書」には「収支計算書」に加えて「貸借対照表」（「財産目録」）を資料として追加するよう、委員会の事務局業務を担う県は検討することが望まれる。</p>	<p>事業収支決算報告書について、より正確な決算報告を行うことができるよう記載事項についてこれまでより詳細な内訳を追記しています。</p>	<p>観光総務課</p>
<p>⑤ 委員会が所有する繰越収支差額金額について【意見】 ※負担金事務に関すること</p> <p>委員会は平成 28 年 3 月 15 日に設立されている。設立以来、毎期の 3 月 31 日現在の次年度への繰越収支差額が平成 31 年 3 月 31 日現在を除き増加している。</p> <p>令和 4 年 3 月 31 日現在、委員会が所有している未使用の負担金の金額といえる次年度繰越金は、24,481,863 円になっている。</p> <p>委員会が所有する繰越収支差額金額の金額について、当該金額についての公的な規定は存在せず、また適正な規模を推奨する基準も存在しないが、過年度から累積している繰越金を事業の財源に充当してできる限り滞留させないように常に注意を払い、その処置を講じていくことが望まれるところである。</p>	<p>繰越金をできる限り滞留させないよう、委員会と協議のうえ残余資金の処理を検討し、県としても適切な予算管理・執行に努めています。</p>	<p>観光総務課</p>

⑥ 管理者の職位の二重身分について【意見】 ※事業の執行に関すること

委員会における事務局長就任者の県での職位は観光魅力創造課長であるので、委員会から県への請求書を作成した者と県での決裁書の決裁者が同一人物であることと、県から資金を送金する責任者（出納局長）が委員会の監事を兼務していることになり、共に委員会と県の高位職位者が二重身分を持っていることになる。

委員会の資金の支出は委員会の事務局次長（出納員）が行っているが、当該2名の県と委員会の高位職位者が兼職の状態は、県民からすると監査人と同様に誤解を招きやすく有効性の観点からも、事務局長就任者の県での職位と委員会の監事の人選は検討することが望ましいといえる。

職位のあり方について、令和5年度から監事の職務を総括する代表監事を新たに設け、外部の方に就任していただきました。資金の支出の決裁についても検討を進めています。

観光総務課

みえ観光の産業化推進委員会が行った個別事業（持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費）について

① 実施事業の結果と今後の課題について【意見】 ※事業の執行に関すること

志摩市大王崎地区で実施した持続可能な観光地づくりに向けた実証事業において、感染症の影響で実績が目標値を大きく下回る結果となったが、地域が目標値をもとに事業継続に向け何を改善すべきか課題を明確化できたのは成果であった。

また、誘客取組全体は成功したと考えられるが宿泊者向けツアーの半数以上が参加者0人または催行中止であり参加に向けた工夫が十分ではなかった印象を受けた。

さらに、地元向けアンケートで事業の成果を評価する意見が多数あるが「客数に変化なく事業の効果は感じられなかった」が半数あり、改善に向けた取組が望まれる。

当事業の経験を生かし引き続き伊勢志摩地域において（株）地域経済活性化機構（REVIC）と連携した持続可能な観光地づくりの推進に取り組むことが望ましい。

今回の実証事業の成果と課題を他地域ともしっかりと共有するとともに、今後も（株）地域経済活性化支援機構（REVIC）と緊密に連携し、伊勢志摩地域における持続可能な観光地づくりを進めていきます。

観光振興課

4 契約保証金免除並びに業務委託料に係る積算等について

観光事業推進費、観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費、安全・安心な観光地づくり推進事業費、県内宿泊事業者感染防止対策等支援事業費、宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費、県内観光事業者支援金、三重県版観光スマートサイクル確立事業費、みえ観光の産業化推進委員会の各事業

① 契約保証金免除について【指摘】 ※入札・契約事務に関すること

県が締結する業務委託等の契約では、「当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき」には、契約保証金の納付を免除することができる。この要件該当性に関し、契約者に「契約実績証明書」の提出を求めているケースが多いが、実績に関する裏付資料の提出は必須とされていなかった。そのため、契約相手方が県以外のものについては実績の真偽の確認ができず、提出者の自己申告のみにとどめている運用は要件充足性に疑義がある。

少なくとも、自庁内で確認が可能な県との契約については確認するべきであるし、県以外を契約相手方とする実績報告に対しては、裏付けとなる書類の提出も求めるべきである。

三重県会計規則第 75 条第 4 項第 3 号に規定する「当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者」を確認するものとして、「契約実績証明書」の提出を求めているところだ。

今後も、「契約実績証明書」の提出を求めるとともに、必要に応じて裏付資料の提出を求め、実績の確認を行ってまいります。

観光総務課、観光戦略課、観光振興課、観光誘客推進課、海外誘客課

観光事業推進費、観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費、安全・安心な観光地づくり推進事業費、宿泊事業者版みえ安心おもてなし施設認証制度運営事業費、三重県版観光スマートサイクル確立事業費、地域観光産業支援事業費、県内旅行商品造成・販売支援事業、持続可能な観光地づくりに向けた宿泊施設集積地活性化事業費

② 業務委託料の積算について【指摘】 ※入札・契約事務に関すること

各事業で企画提案コンペ等を行う際の契約上限額の積算における人件費単価について、国土交通省の公共工事設計業務単価を参考としているものが多く見受けられたが、各事業の業務内容は土木・建築工事等における設計業務とは異なる業務である。また、業務内容が異なる過去事業の積算単価を参考に算出しているものもあった。

これらの中には、見積書に記載された人件費単価より高額になっているものもあったことから、契約上限額の積算が適切に行われているとはいえ、業務内容に沿った適切な人件費単価を用いることが必要である。

これまでは、客観性や妥当性確保の観点から、国土交通省が毎年公表している公共工事設計業務委託の積算に用いるための単価基準を参考としていたが、現在は、過去の類似事業における実績や参考見積の単価も参考に、業務内容に沿った適切な人件費単価で積算を行っています。

観光総務課、観光戦略課、観光振興課、観光誘客推進課

観光デジタルトランスフォーメーション推進事業費、三重県版観光スマートサイクル確立事業費

③ 積算表及び見積書における諸経費について【意見】 ※入札・契約事務に関すること

企画提案コンペを行う場合に基準となる契約上限額の積算における諸経費について、当該事業の設計費用等の10%を見込んでいるが、企画提案コンペ参加者が県へ提出する見積書に記載された諸経費は、各参加者によりその金額は様々であった。

県は、契約上限額をホームページで公開しており、事業者が自社しか応札者がないと推定した場合、契約上限額に合わせる差額調整として任意に高額な諸経費を計上して業務委託契約を締結しようとするのが懸念される。随意契約により業務委託契約を締結する際、見積書に記載されている諸経費が相当に高額な場合は、無用に高額な業務委託料で契約を行わないために、その内容や根拠の説明を求めることが必要であると考えます。

これまでも積算内容が適切であるかどうかについては確認していたところですが、事業者から提出される見積書の諸経費が相当に高額な場合は、企画提案コンペにおけるプレゼンテーション審査の質疑の際に、審査項目の一つとしてその内容や根拠の確認を行うよう努めています。

観光戦略課

(5) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和5年11月22日～令和6年2月18日)

(観光部)

1 審議会等の名称	令和5年度第3回三重県観光審議会
2 開催年月日	令和5年11月24日(金)
3 委員	【会長】埼玉大学 教授 石阪督規 ほか9名出席 計10名
4 諮問事項	三重県観光振興基本計画(令和6年度～8年度)最終案に関する審議
5 調査審議結果	次期三重県観光振興基本計画策定に向けて、本計画の最終案について審議いただきました。
6 備考	